

## PPP／PFI 地域プラットフォーム協定について

### 1. 目的

地方公共団体を始め地域の関係者のPPP／PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の地方公共団体、金融機関、民間事業者等が集まり、PPP／PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行うPPP／PFI地域プラットフォーム（以下、「地域プラットフォーム」という。）の機能強化を図る。

### 2. 協定を締結する地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という）の要件及び協定の内容別表のとおり。

### 3. 協定期間（第4次募集による協定先）

締結の日～令和5年3月31日

## 別表

<p>1. 協定プラットフォームの要件</p>	<p>(1) 協定プラットフォームの構成団体は、協定プラットフォームに常時参画する地方公共団体、金融機関、民間事業者等とすること。</p> <p>(2) 協定プラットフォームの構成団体となる民間事業者等は、法人であり、かつ、反社会的勢力でないこと。</p> <p>(3) 協定プラットフォームの構成団体の中から、協定プラットフォームの企画・運営を行う代表者を置くこと。</p> <p>(4) 代表者には、地方公共団体（原則として、都道府県、政令指定都市、人口 20 万人以上の市区町村のいずれか）が含まれること。</p> <p>(5) 代表者を複数置く場合には、内閣府及び国土交通省（以下、「両府省」という。）との連絡調整を責任を持って行う者を置くこと。</p> <p>(6) 協定プラットフォームの代表者と同一都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認めること。</p>
<p>2. 協定の内容</p>	<p><b>【両府省が協定プラットフォームに求めるもの】</b></p> <p>①次の i) ～ iii) に掲げる機会（参加者（構成団体を含む。以下同じ。）が無償で参加できるセミナー、会合等に限る。）を年 1 回以上設けること。</p> <p>i) 参加者が PPP / PFI 事業のノウハウを習得する機会</p> <p>ii) 構成団体である地方公共団体が検討している事業の企画・構想について、協定プラットフォームの代表者が所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く機会</p> <p>iii) 地域の様々な事業分野の民間事業者等が情報交換を行う機会</p> <p>②地域における課題や要望を集約し、必要に応じて、地方ブロック単位（全国 9 ブロック）で PPP / PFI に関する情報・ノウハウの共有・習得、個別案件の官民対話等を促進するブロックプラットフォームと共有すること。</p> <p>※ なお、上記①及び②のほか、プラットフォーム協定の目的に沿った取組を行うことを妨げるものではない。</p> <p>※ 協定プラットフォームの取組を行うにあたっては、参加者に過度な負担を生じさせないよう配慮すること。</p> <p><b>【両府省が協定プラットフォームに提供できるもの】</b></p> <p>①両府省を始めとする関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣すること。</p> <p>②協定プラットフォームが開催するセミナー等について、後援名義の使用許可や地方公共団体への情報提供、両府省の HP における告知等の広報活動を行うこと。</p> <p>③地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討している PPP / PFI 事業に関する企画・構想の事業化を支援すること。</p> <p>④内閣府は、協定プラットフォームにより共有された情報等を基に、案件に関する支援措置の有無等について照会するなど、関係省庁に協力要請を行うこと。</p> <p>⑤内閣府は、地域プラットフォームの立ち上げ支援及び複合施設等案件の事業化支援を行うこと。</p> <p><b>【費用負担】</b></p> <p>協定プラットフォームは、協定に基づく取組の実施に要する費用については、原則として、自らが負担すること。</p>